

掛川市告示第21号

掛川市子ども医療費助成要綱（平成17年掛川市告示第22号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月1日

掛川市長 松 井 三 郎

第8条の2を次のように改める。

（受給者証の更新）

第8条の2 市長は、受給者証の有効期間の満了の日までに、受給資格の適否について審査を行い、
適当と認めたときは受給者証を更新し、当該受給者に交付するものとする。

様式第1号を次のように改める。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市子ども医療費助成要綱の規定及び様式により提出された申請書は、改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。